

サイクリングマップ「ぐるっと西はりま」モデルルートの方

R3.3.11 兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所

「ぐるっと西はりま」モデルルートの佐用 I C 交差点部分について、多くの方から様々なご意見をいただいていることから、光都土木事務所の考え方を説明します。

1 前提条件

モデルルートについては、自転車専用道路でなく、公道に設定するため、様々な危険が存在しており、走行する際には、道路交通法に則り、各自で安全確保の注意をしていただく必要があります。とは言うものの、関係者からの情報や現地調査結果等を元に危険性を想定し、できるだけ安全なルート設定に努めています。

2 当初設定したルートの考え方

モデルルートは、県・関係市町の道路管理部局・観光部局、警察など 19 名の委員と、オブザーバーとしてサイクリスト 2 名から構成される「兵庫県のサイクルツーリズム推進に向けた西播磨地域モデルルート推進協議会」において、令和元年に「西播磨地域モデルルート」として決定しました。

モデルルートの設定においては、西播磨地域の見どころをくまなく巡ってもらえるよう、サイクルツーリズム、観光・商業振興、安全確保などの観点およびサイクリストの視点から、設置した経由地点を国道・県道・市町道等をできるだけ右左折なく結ぶわかりやすいルートを想定しながら検討を行いました。その結果が、令和 2 年 3 月に発行した現在のマップ(図 1)のルートで、佐用 I C 交差点については、国道 373 号上なので、交差点を北進するルートになっています。(図 2)

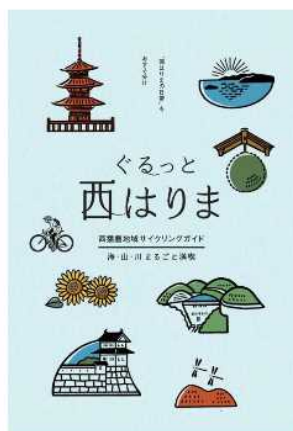


図 1



図 2

3 佐用 I C交差点の危険認識

その後、佐用 I C交差点について、サイクリストの方から、道路交通法に従うと、自転車は常時左折可の車線を直進することとなり、左折する自動車との接触のおそれがあるので、危険を排除するために迂回ルートを検討するべきであるとの指摘を受けました。

(図3、写真1)

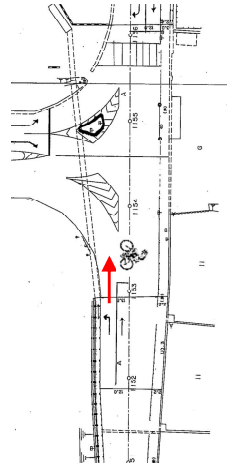


図3



写真1

4 佐用 I C交差点の危険を排除する案の検討

(1) 検討案

県においても佐用 I C交差点を自転車で直進する危険は認識しており、その危険を排除する方法として「東側歩道を通る経路」とサイクリストの方より提案のあった「町道等を迂回するルート」を検討しました。(図4)

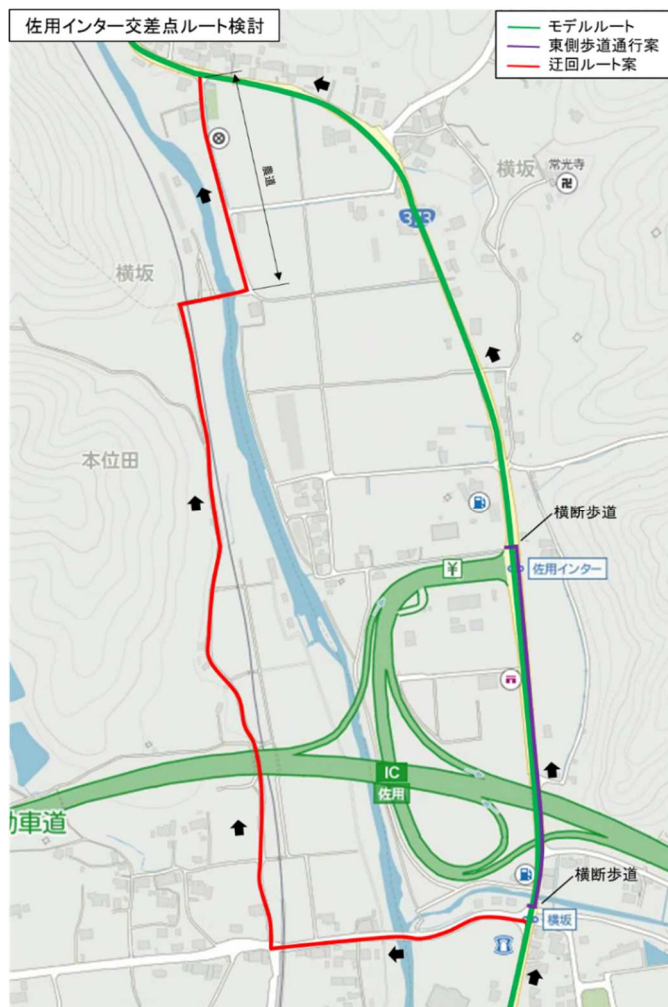


図4

(2) 検討案の危険度

「東側歩道を通行する経路」については、自転車通行可とは言え、歩道を走行することから、歩行者が最優先であるとともに、接触や路面の凹凸などの危険が存在します。(写真2)

「町道等を迂回するルート」については、主に地元の方が通られる生活道路であることや、道路幅員が狭く見通しの悪い箇所があるため、安全とは言い難いと言えます。(写真3) 特に、智頭急行線高架との交差点は、見通しが悪く、信号や横断歩道がないため、過去に右折車と直進車の事故が発生しています。(写真4)



写真2



写真3



写真4

(3) ルートのわかりやすさ

「東側歩道を通行する経路」については、基本的に国道373号を通行し、一部区間のみ歩道を通行するというので、ルートとしてはわかりやすく、「町道等を迂回するルート」については、迂回路となるため、複数の交差点を右左折する必要があります。

(4) まとめ

危険度やわかりやすさといった、これらの条件を総合的に評価し、国道東側歩道を通行することで佐用IC交差点を自転車で直進する危険を排除できることから、『横坂交差点(写真5)で国道東側へ横断し、横坂交差点西側(写真6)から国道東側歩道を約440m通行し、佐用IC交差点(写真7)で国道西側へ横断する』経路を、国道373号佐用IC交差点付近におけるモデルルートとします。

なお、これまで歩道を走行することを「推奨」としていたものを、危険な交差点への自転車の進入を少しでも減らせることから、国道東側歩道を通る経路をモデルルートとしました。

5 モデルルートへの安全対策

(1) これまでの取組み

これまで、国道 373 号佐用 I C 交差点を北進するモデルルートについては、安全な通行方向として、国道東側歩道通行を『推奨』としていたことから、現在発行しているサイクリングガイド「ぐるっと西はりま」第 2 版(令和 3 年 2 月発行)では、東側歩道の通行を推奨する旨を記載(図 5)するとともに、現地には仮設の誘導看板(写真 5～7、図 6～8)を設置しています。

その他、佐用 I C 交差点を北進する自転車と、常時左折する自動車への注意喚起のため、左折車線路肩に注意喚起看板を設置しています。(写真 8)



図 5



写真 8



写真 5



写真 6



写真 7

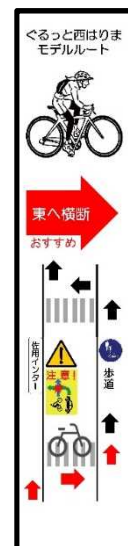


図 6

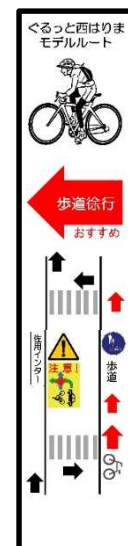


図 7



図 8

(2) これからの取組み

先述した「4(3)まとめ」のとおり、この度、佐用 I C 交差点付近のモデルルートとして、国道 373 号東側歩道を通行することと明確化し、自転車を安全かつ確実に誘導するため、現在設置している仮設の誘導看板については、自転車からの視認性に劣るため撤去し、車道上に路面表示を施工するほか、次回発行するサイクリングガイドでは、「佐用 I C 交差点直進は危険なため、モデルルートは国道東側歩道」等と表示し、サイクリストが迷うことなく、さらに安全性を高める対策を進めます。